

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和三年三月三十一日

秋田県知事 佐竹 敬久

秋田県規則第三十四号

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年秋田県規則第十四号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

（趣旨）

第一条 製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号。以下「法」という。）の施行については、製菓衛生師法施行令（昭和四十一年政令第三百八十七号。以下「令」という。）及び製菓衛生師法施行規則（昭和四十一年厚生省令第四十五号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（試験の公告等）

第二条 知事は、法第四条第一項の規定により製菓衛生師試験（以下「試験」という。）を行おうとするときは、あらかじめ当該試験の期日、場所その他必要な事項について公告するものとする。

2 試験を受けようとする者は、当該試験の期日の二十日前までに、本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍。以下同じ。）、氏名、住所及び生年月日を記載した別に定める様式による願書を知事に提出しなければならない。

3 前項の願書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 法第五条各号のいずれかに該当することを証する書類
- 二 写真（出願前六月以内に無帽で上半身を正面から撮影した縦七センチメートル、横五センチメートルのもの）

（趣旨）

第一条 製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号。以下「法」という。）の施行については、製菓衛生師法施行令（昭和四十一年政令第三百八十七号。以下「令」という。）及び製菓衛生師法施行規則（昭和四十一年厚生省令第四十五号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（試験の公告等）

第二条 知事は、法第四条の規定による試験（以下「試験」という。）を行なおうとするときは、あらかじめ当該試験の期日、場所等 について公告するものとする。

2 試験を受けようとする者は、当該試験日 の二十日前までに知事に願書を

提出しなければならない。

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(免許の申請)

第四条 令第一条の申請書は、別に定める様式によるものとする。

(名簿の訂正の申請)

第五条 令第三条第二項の申請書は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式によるものとする。

一 申請者の本籍地都道府県名、氏名、住所、生年月日及び登録番号

二 変更が生じた登録事項及び年月日

(名簿の登録の消除の申請)

第六条 令第四条第一項の申請書は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式によるものとする。

一 申請者の本籍地都道府県名、氏名、住所、生年月日及び登録番号

二 消除を申請する理由

2 令第四条第二項の規定による名簿の登録の消除の申請は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による申請書により行うも

(書類の様式)

第四条 次の表の上欄に掲げる令又はこの規則の規定により提出する同表中欄に掲げる書類は、それぞれ同表下欄に掲げる様式によるものとする。

上欄	中欄	下欄
令第一条	免許申請書	様式第一号
令第三条	名簿登録事項訂正申請書	様式第二号
令第四条	名簿登録の消除申請書	様式第三号
令第五条	免許証書換交付申請書	様式第四号
令第六条	免許証再交付申請書	様式第五号
規則第二条第二項	受験願書	様式第六号
規則第三条	合格証書	様式第七号

のとする。

一 届出義務者の氏名及び住所

二 届出義務者と死亡し、又は失踪の宣告を受けた製菓衛生師との続柄

三 死亡し、又は失踪の宣告を受けた製菓衛生師の本籍地都道府

県名、氏名、生年月日及び登録番号

四 死亡し、又は失踪の宣告を受けた年月日

(免許証の書換え交付の申請)

第七条 令第五条第二項の申請書は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式によるものとする。

一 申請者の本籍地都道府県名、氏名、住所、生年月日及び登録番号

二 変更が生じた記載事項及び年月日

2 前項の申請書には、製菓衛生師免許証のほか、戸籍謄本又は戸籍抄本を添付しなければならない。

(免許証の再交付の申請)

第八条 令第六条第二項の申請書は、次に掲げる事項を記載した別に定める様式によるものとする。

一 申請者の本籍地都道府県名、氏名、住所、生年月日及び登録番号

二 免許証を破り、汚し、又は失った事実及び年月日

第九条 略

第五条 略

様式第一号から様式第七号までを削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。